

ここでしかできない設計



法務省大臣官房施設課

法務省施設の整備は国民の安心・安全を守る礎

法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、出入国及び外国人の在留の公正な管理など、国民の皆さんのが安心・安全に生活していく上で欠かせない様々な業務を行っています。私たち施設課は、このような法務行政全般が円滑に遂行されるよう、その「場」となる建物を最適な状態にすべく、**Security(安全)**、**Humanity(人間)**、**Harmony(調和)**をコンセプトに、長年培ってきた技術力、創造力を結集して施設整備を行っています。





Security



安全な施設

法務省の施設は、刑務所、拘置所、少年院、法務局、検察庁、出入国在留管理局など、社会を支える業務を遂行する重要なインフラです。したがって、地震などの災害に強く、常に業務を円滑に遂行できる建物であることが重要です。また、収容施設はその保安性能を適確に維持することで社会に安心を与え、適切な矯正教育によって未来の安全を作っています。私たちはそのような安心・安全に役に立つ施設づくりを目指しています。



Humanity



人に優しい施設

被収容者にとって刑務所などの収容施設は、起きてから寝るまでの生活の場であり、一つの「まち」でもあります。私たちは、被収容者が人間性を損なうことなく心安らかに生活し、社会に復帰するために、より良い施設を造ることで貢献したいと考えています。また、そのほかの庁舎などにおいても、使いやすく、全ての人に優しい施設づくりに努めています。



Harmony



調和のとれた施設

法務行政が地域に理解され、受け入れられるための一歩として、施設の外観も大きな力を発揮します。私たちは、施設のイメージアップを図るため、より優れた景観を創るよう、建物のデザインに留意しています。特に、収容施設では、周囲の街並みに配慮し、地域環境と調和した施設づくりを目指しています。



施設課のあらまし



// 施設課の所掌事務

- 一 法務省の所掌事務に関する施設の整備に関すること。
- 二 法務省所管の国有財産の管理及び処分に関すること。
- 三 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち法務省の所掌に係るものに関すること。
- 四 法務省の職員に貸与する宿舎に関すること。
- 五 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整に関すること。

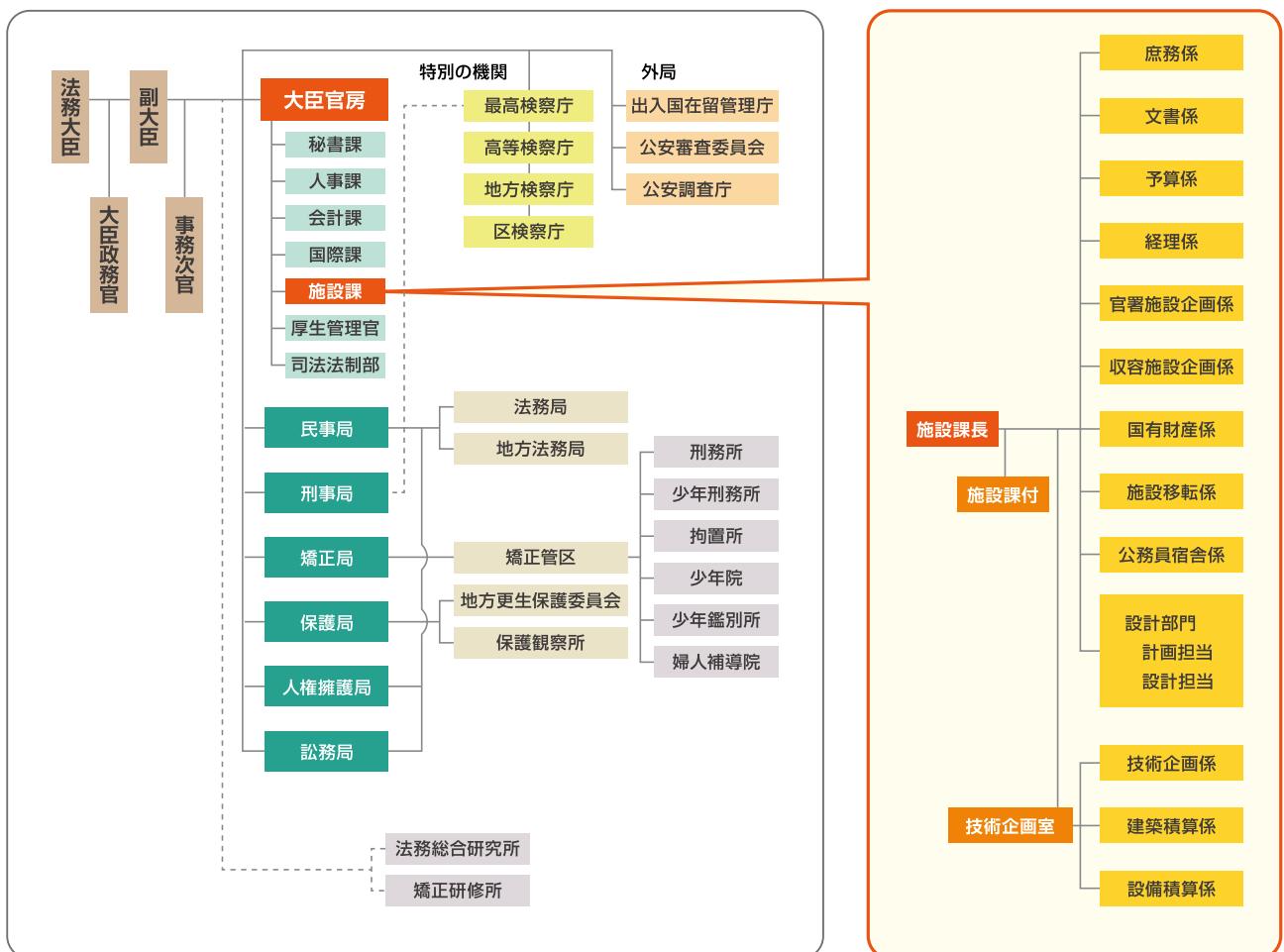


// 沿革

明治 8年 9月（1875） 司法省の機構改革により第5局營繕課を創設
昭和 23年 2月（1948） 司法省を廃止し法務庁の設置により法務庁総裁官房会計課營繕管財室となる。
昭和 24年 6月（1949） 法務府への改称により法務府総裁官房經理部營繕課となる。
昭和 27年 8月（1952） 法務省への改組により法務大臣官房營繕課となる。
昭和 43年 6月（1968） 行政整理により法務大臣官房營繕管理官となる。
昭和 48年 4月（1973） 組織改編により法務大臣官房營繕課となる。
平成 9年 4月（1997） 名称変更により法務大臣官房施設課となる。
平成 13年 1月（2001） 中央省庁等改革に合わせ法務省大臣官房施設課となる。

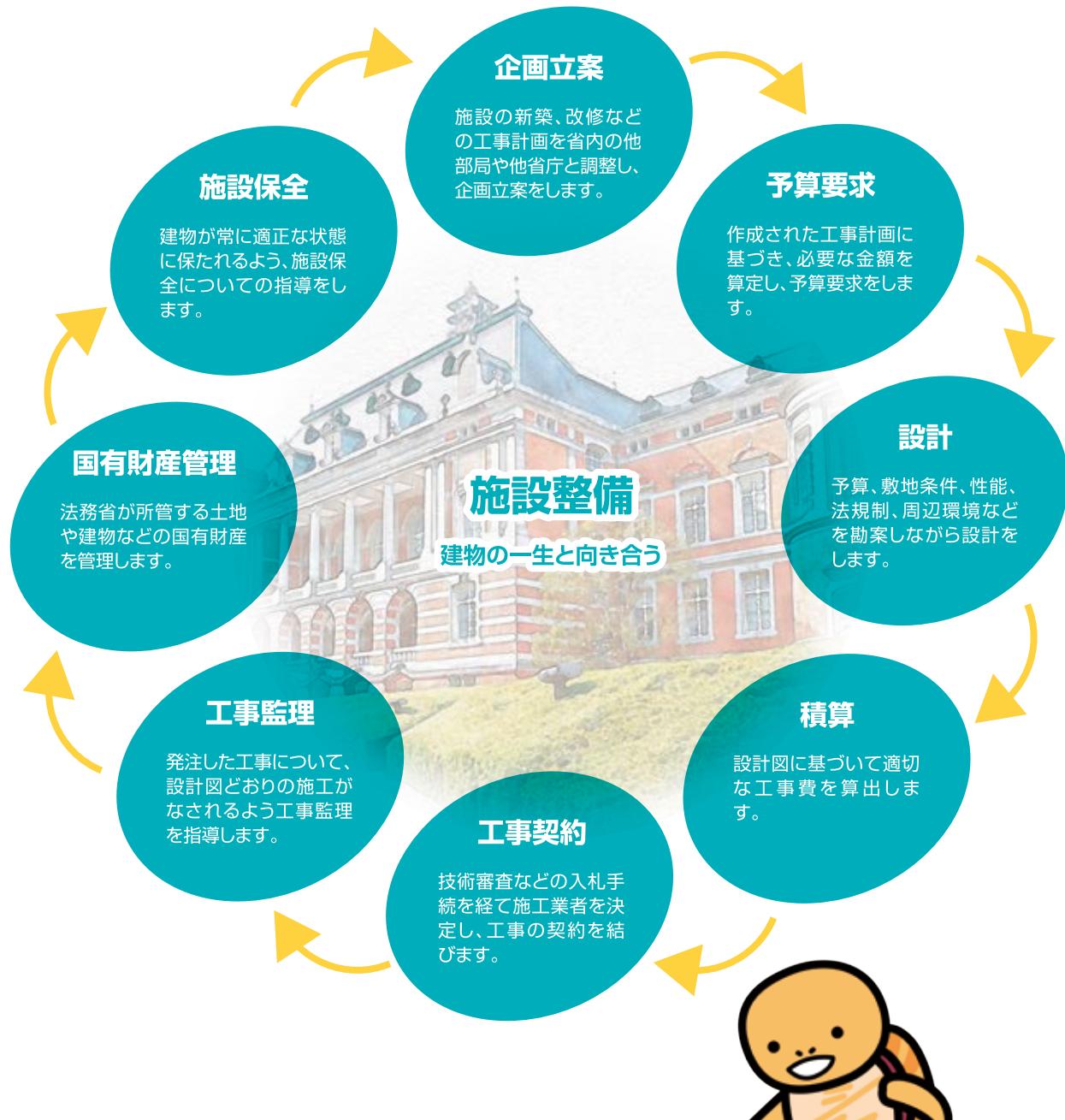


// 組織図



施設課の業務

施設課は、法務省の施設整備部門として、刑務所、拘置所、少年院などの収容施設及び法務局、検察庁、出入国在留管理局などの官署施設の整備(企画、設計、工事監理など)を行うだけでなく、完成した施設の財産管理から保全まで、法務省施設に関する業務を一貫して行っています。



技術研究・技術開発・技術基準類の整備

施設の設計、積算、入札手続、工事監理、保全に必要な技術基準類や要領を定めます。中でも、刑務所などの矯正施設の整備については、施設課がそのノウハウを持つ国内唯一の機関であり、技術基準類を定めるための研究や開発なども行っています。

完成した施設



// 収容施設

刑務所

懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容する施設です。

Photograph ▶▶▶

喜連川社会復帰促進センター



拘置所

主に被告人や被疑者など刑の確定していない人を収容する施設です。

Photograph ▶▶▶

東京拘置所



少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育等を行っている施設です。

Photograph ▶▶▶

人吉農芸学院



少年鑑別所

家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、鑑別を行っている施設です。

Photograph ▶▶▶

札幌少年鑑別所





// 官署施設（事務庁舎等）

出入国在留管理局

日本人・外国人の出入国の管理などを行っている施設です。

Photograph ▶▶▶

東京出入国在留管理局



法務総合庁舎

法務局、検察庁、出入国在留管理局などの法務省所管の複数の組織が入居する施設です。

Photograph ▶▶▶

甲府法務総合庁舎



吹き抜け（見上げ）

研修施設

法務省職員のための研修施設です。

Photograph ▶▶▶

矯正研修所



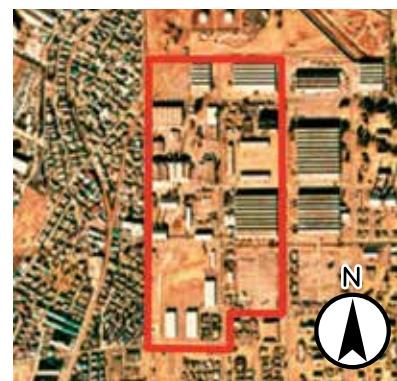
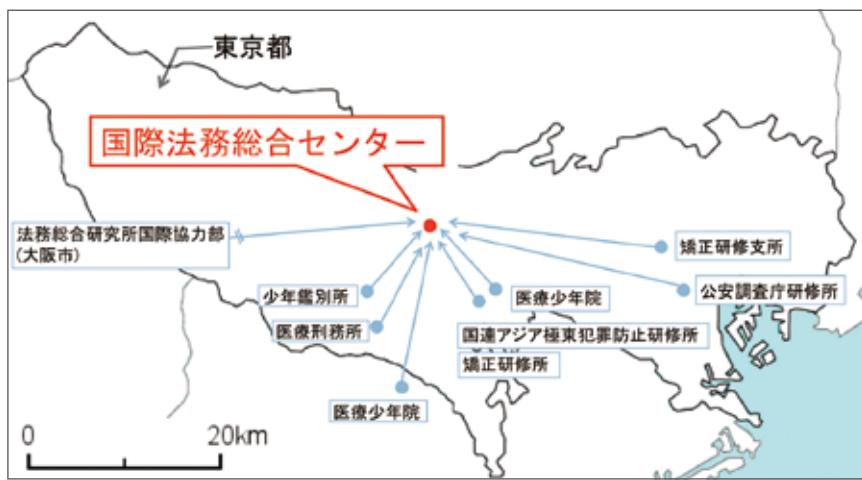
国際法務総合センターの整備

法務省施設による新たな「まち」が誕生

東京都下、約12.6万m²の土地を開発



国際法務総合センターは、各地に分散していた法務省所管の施設を、東京都昭島市に所在する国有地（立川基地跡地昭島地区）約12.6万m²に集約整備したものです。これにより、それまで各機関ごとに使用していた建物や設備を共用したり、施設の警備や維持管理を集約することができました。



出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス
1954年頃の航空写真
赤線内が建設地です。旧施設の一部は着工まで残されていました。



// 事業企画

用地の取得、土地区画整理事業、用途地域の設定、事業方針を定めるための予算の枠組など、様々な調整を関係機関と行い、整備計画を策定しました。



// まちづくりの方針

計画に当たっては、地域環境との調和について、様々な配慮を行いました。住宅地と接する敷地西側は、職員宿舎や研修施設を配置し、また、緩衝帯として緑道を設けるなど良好な居住環境の確保に努めました。

また、着工に至るまでには、地域住民の方々に対し、地域への調和に配慮した安全な施設であることを御理解いただけるよう、数多くの説明を行いました。今まで、空き地だったところに、矯正施設を含む法務省施設による、言わば「まち」が誕生したのです。



// 設計のポイント

● 地域環境への配慮



職員宿舎と緑道

昭和記念公園など、緑豊かな武蔵野の地に立地する施設として、地域の景観に溶け込むよう、敷地西側は、緑道としています。この計画に当たっては、ワークショップが開催され、地域の方々からアイデアをいただいています。



バードストライク
防止用ルーバー

窓面にルーバーを設置し、野鳥の衝突防止に配慮しています。

● 環境負荷低減



エネルギーセンター

効率的なエネルギー利用を実現するため、エネルギーセンター方式を採用しています。南北軸に走る共同溝（ライフルラインをまとめた管路）を介し、各施設にエネルギーを供給しています。

● 木材利用



玄関の壁面

木材利用を推進するため、内装の一部を木質化しています。



// 工事監理

施設課職員は、工事の監督職員として、工事の品質の確保、安全管理、工程管理の指導に携わり、また、地域の方々の窓口として、工事が円滑に進捗するよう努めました。



工事中（2015年）

施設課の取組

法務省所管の施設の総数は、794施設(令和4年4月1日現在)あり、他省庁に比して膨大で、また事務庁舎から収容施設までと多様です。それらの施設が長期にわたり機能を維持しつつ良好な状態で使用できるよう、老朽化した施設の建て替えや長寿命化改修、不具合部分の改修などを実施するとともに、施設の保全にも重点的に取り組んでいます。



// 長寿命化

老朽化した施設や耐震性能が劣る施設を単に建て替えるのではなく、置かれた施設の状況を総合的に判断し、耐震性能や現在のニーズに即した機能を維持するための改修を行い、建物の建て替えサイクルがより長期になるよう取り組んでいます。



下妻拘置支所(1964年築)の改修(2018年)



// 集約化

施設の建て替えにあたっては、複数の組織を集約して整備する集約化に取り組んでいます。建物数を減らし、共用スペースの相互利用や設備の共用により効率化を図ることで、施設整備や維持管理の費用の削減が期待できます。



// 環境負荷低減

太陽光発電などの自然エネルギーの利用、断熱性・機密性の高い設備機器の採用、リサイクル材料の利用、構内緑化など、施設のライフサイクルを通じた環境負荷低減に配慮した整備を行っています。



屋上緑化



エコシャフト

太陽熱により暖められた空気の上昇気流を利用して、自然換気を行うシステムです。



// 木材利用の促進

平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、法務省においても、可能な限り、建物の木造化や内装木質化などに取り組んでいます。



名寄法務総合庁舎職員宿舎 木造2階建て

国際協力

矯正施設の整備のノウハウを有する国内唯一の機関として、矯正建築の分野における国際協力にも取り組んでいます。

施設課は、これまで、タイ王国やフィリピン共和国などに対し、矯正施設整備に関する技術支援を行ってきました。その後、タイ王国と協力して、アジア矯正建築会議(ACCFA)を立ち上げ、アジア諸国の矯正建築分野の技術向上に貢献しています。



// タイ王国への技術協力 (ODAによる協力: 1991~2007)

日本政府からの無償資金協力によって建設されたシリントン少年院のプロジェクトに、事前調査・基本設計の段階から携わり、シリントン少年院の設立に大きく貢献しました。また、施設課職員をJICAの専門家として派遣し、シリントン少年院のみならず、タイ全国の少年矯正施設や成人矯正施設の整備に関するアドバイスを行いました。



シリントン少年院 (1996年開校)



// アジア矯正建築会議 Asian Conference of Correctional Facilities Architects and Planners (ACCFA)

長年の技術協力で良好な関係を築いてきたタイ王国と協力して立ち上げた国際会議です。各国持ち回りで毎年開催し、各国が有する課題などについて発表及び討議し、矯正建築分野における最新情報の共有を図っています。日本は、理事国として、ACCFAの運営に主導的な役割を担っています。第8回ACCFAは日本で開催され、13か国と5機関が参加しました。



2012年 第1回ACCFA (日本)



2013年 第2回ACCFA (タイ)



2014年 第3回ACCFA (マレーシア)



2015年 第4回ACCFA (ミャンマー)



2016年 第5回ACCFA (韓国)



2017年 第6回ACCFA (インドネシア)

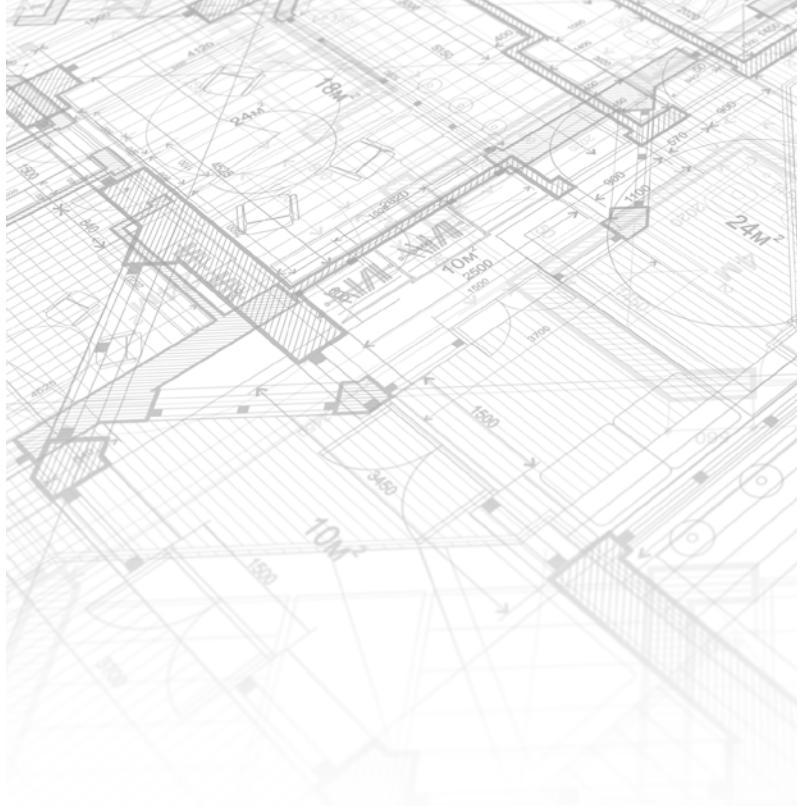


2018年 第7回ACCFA (スリランカ)



2019年 第8回ACCFA (日本)

第9回ACCFA
タイ開催予定



法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

TEL 03-3580-4111(代)

http://www.moj.go.jp/shisetsu/shomu/shisetsu02_00017.html



施設課HP



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

2023.3